

高齢者虐待について

～経済的虐待、セルフネグレクト、養介護施設従事者等における高齢者虐待を中心に～

熊本県高齢者障害者虐待対応専門職チーム
社会福祉士（認定社会福祉士） 堤 信泰

お話をさせて頂く内容

高齢者虐待と高齢者虐待防止法

⑮

養護者による高齢者虐待の特徴

⑮

養護者による高齢者虐待への対応

③①

養介護施設従事者等による高齢者虐待

②⑧

さいごに

②

人生の大先輩
を護る



「虐待」についてどんなイメージを持たれていますか



「虐待」とは、他者の権利を侵害しているということです。

「虐待」についてどんなイメージを持たれていますか

- ◆ 何が虐待かわからない。
- ◆ どこに相談したらよいのかわからない。
- ◆ 虐待って言ってしまっているの？
- ◆ 守秘義務、個人情報保護があるから通報できない。
- ◆ 通報してもすぐに施設に入れてくれない。
- ◆ スタッフがベテランだから対応できる。
- ◆ 虐待ケースは無い。

良く聞くご意見

高齢者虐待防止法の制定まで

- ✓ 民事不介入・・・家庭内のことに警察は関われない
- ✓ 介護保険施行により措置から事業所との契約へ
・・・さらに行政が関われない状況に



地域では「助けて」と言えない高齢者の権利侵害に対し、
積極的に対応することが「難しい」まま

各種の調査で虐待があることが明らかに・・・

高齢者虐待と高齢者虐待防止法

高齢者虐待と高齢者虐待防止法

✓ 虐待対応は必ず終結させる必要があります。

虐待対応が終結しない



高齢者への権利侵害（高齢者の生命・身体・財産
が危険な状態にあること）が継続している



高齢者虐待と高齢者虐待防止法

「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する
支援等に関する法律」(平成18年4月施行)

高齢者

「児童虐待の防止等に関する法律」(平成12年11月施行)

児童

「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する
法律」(平成13年10月施行)

配偶者

家庭内暴力対応三法

「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する
支援等に関する法律」(平成24年10月施行)

障害者

高齢者虐待と高齢者虐待防止法

「養護者による虐待」のとりえ方

一般的にイメージされる虐待(メディア報道等)



高齢者虐待防止法が規定した
「高齢者虐待」

「養護者の自覚や意思」は問わない。
こだわりや偏った介護であっても、**客観的事実で高齢者の権利侵害になること**であれば「虐待」にあたる。

用語の整理

- 「高齢者」とは・・・65歳以上の人
- 「虐待をする人」とは・・・
 - ・養護者（お世話をしている人）
 - ・養介護施設従事者等（施設や介護の現場で仕事をする人）

養護者の支援も謳ったところに特徴がある

- ・虐待者を罰するための法律ではない
- ・支援の対象を決めるもの

「養介護施設従事者等による高齢者虐待」については市町村と県が対応

- ・決してあってはならないこと

養護者のとらえ方

- ✓ 「**高齢者を現に養護する者であって養介護施設従事者等以外のものをいう**」と定義（第2条第2項）
 - ・高齢者の日常生活において何らかの世話をする人
 - ・必ずしも高齢者と同居していなければならないわけではない。例えば、近所に住みながら世話をしている親族や知人なども養護者と考えられる。
- ✓ **現に養護していない者による虐待の場合**
 - ・養護者が同居人による高齢者への虐待を放置した場合は「養護を著しく怠る」にあたる。

高齢者虐待と高齢者虐待防止法

高齢者虐待防止法上では、
虐待を以下の5つに分類しています。

身体的虐待

心理的虐待

放棄・放任(ネグレクト)

性的虐待

経済的虐待



身体的虐待とは

外傷の**生じるおそれ**のある暴行

(例)

- ✓ 平手打ちする、つねる、殴る、蹴る、やけど、打撲をさせる。
- ✓ 本人に向けて物を壊したり、投げつける。
- ✓ 無理やり食事を口に入れる。
- ✓ ベッドに縛り付けたり、意図的に薬を過剰に服用させて動きを抑制する。
- ✓ 外からカギをかけて閉じ込める 等



心理的虐待とは

脅しや侮辱などの言語や威圧的な態度、無視、嫌がらせ等によって、**精神的苦痛**を与えること。



(例)

- ✓ 排泄の失敗を笑ったり、それを人前で話すなどにより恥をかかせる
- ✓ 怒鳴る、ののしる、悪口を言う
- ✓ 侮辱を込めて、子どものように扱う
- ✓ 高齢者が話しかけているのを意図的に無視する 等



放棄・放任(ネグレクト)とは

意図的、結果的を問わず、介護や生活の世話を行っているものが、高齢者の生活環境や高齢者自身の身体・精神的状態を悪化させていること。

- ✓ 専門的診断や治療、ケアが必要にも関わらず、高齢者が必要とする医療、介護サービスなどを正当な理由なく制限したり、使わせない、放置する。
- ✓ 同居人等による高齢者虐待と同様の行為を放置する。

性的虐待とは

高齢者にわいせつな行為をすること、または高齢者をして、わいせつな行為をさせること

(例)

- ✓ 排泄の失敗等に対して懲罰的に下半身を裸にして放置する。
- ✓ 排せつや着替えがしやすいという目的で、下半身を裸にしたり、下着のままで放置する。
- ✓ 性器を写真に撮る、スケッチする。
- ✓ キス、性器への接触を強要する 等



経済的虐待とは

本人の合意なしに財産や金銭を使用すること。
本人が希望する金銭の使用を理由なく制限すること。

(例)

- ✓ 日常生活に必要な金銭を渡さない、使わせない。
- ✓ 本人の自宅等を本人に無断で売却する。
- ✓ 年金や預貯金を本人の意志・利益に反して使用する等。



Illustration - 30887147

経済的虐待の判断ポイント

- ✓ 家族が本人の財産を管理することについて
高齢者が納得しているか？
- ✓ 財産の管理について **高齢者の意思**に基づいているか？



【早期発見】

養介護施設、保健所、その他高齢者の福祉に業務上関係のある団体及び養介護施設従事者等、医師、保健師、看護師、弁護士、その他高齢者の福祉に職務上関係のある者は、**高齢者虐待を発見しやすい立場にあることを自覚し、高齢者虐待の早期発見に努めなければならない。**

(高齢者虐待防止法第5条)

一般の方でもできること＝「通報」

✓通報義務は守秘義務より優先される旨が規定されている。

(高齢者虐待防止法7条3項)

✓個人情報取扱事業者は、例外を除くほか、あらかじめ本人の同意を得ないで、個人データを第三者に提供してはならない。(個人情報保護法第23条)

「虐待かもしれない」
という気づきが重要

【通報の義務】

通報は、虐待を受けたと**思われる**事態での通報でよい。
虐待の根拠を通報者が示す必要はない。虐待と思ったけれども実際は違った、結果として「**通報の内容が間違っていた!?**」
という場合でも、**通報者はとがめられません。**

(高齢者虐待防止法第7条)

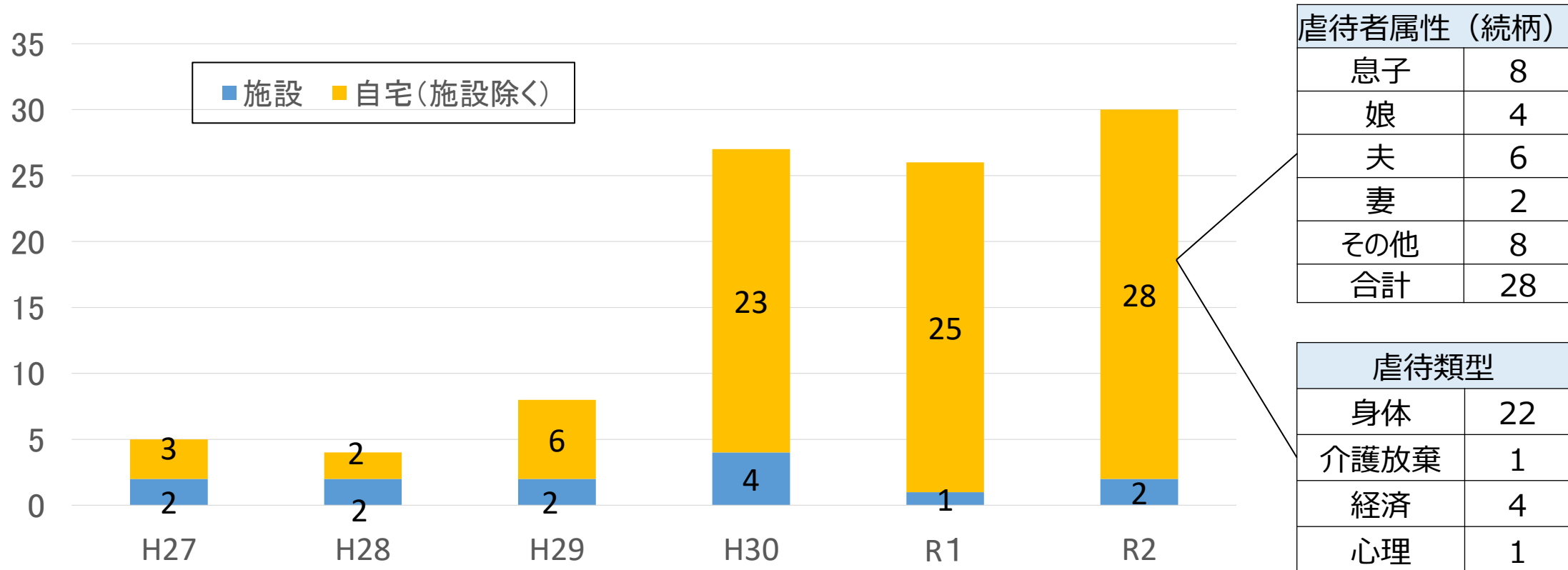


養護者による高齢者虐待の特徴

高齢者虐待の特徴（宇城市のデータより）

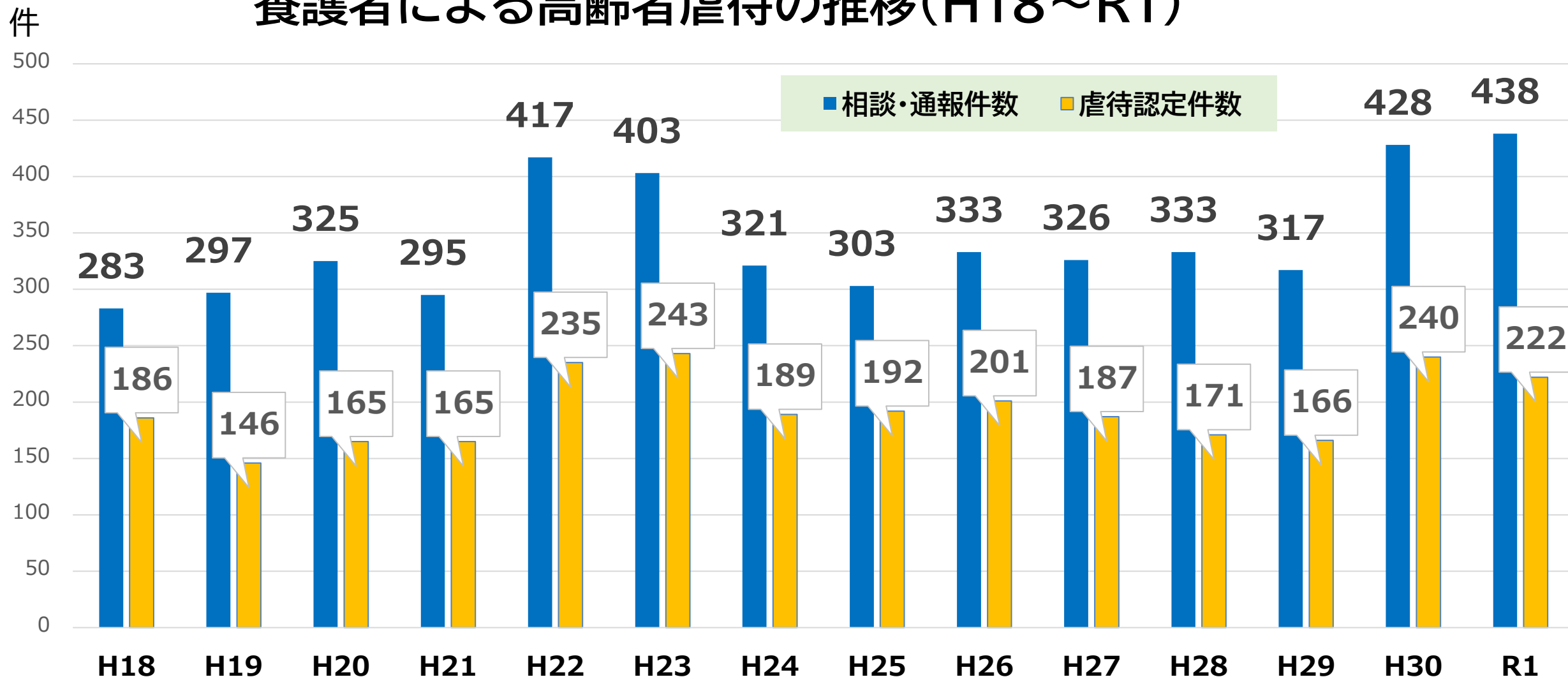
宇城市における高齢者虐待対応の件数

宇城市で虐待通報を受け対応した件数は、令和2年度は自宅が28件、施設が2件となり、以前と比較すると急激な増加となっています。虐待者(自宅)の内訳は、息子・娘が多く、虐待類型では身体的虐待が多い状況でした。



高齢者虐待の特徴（熊本県データより）

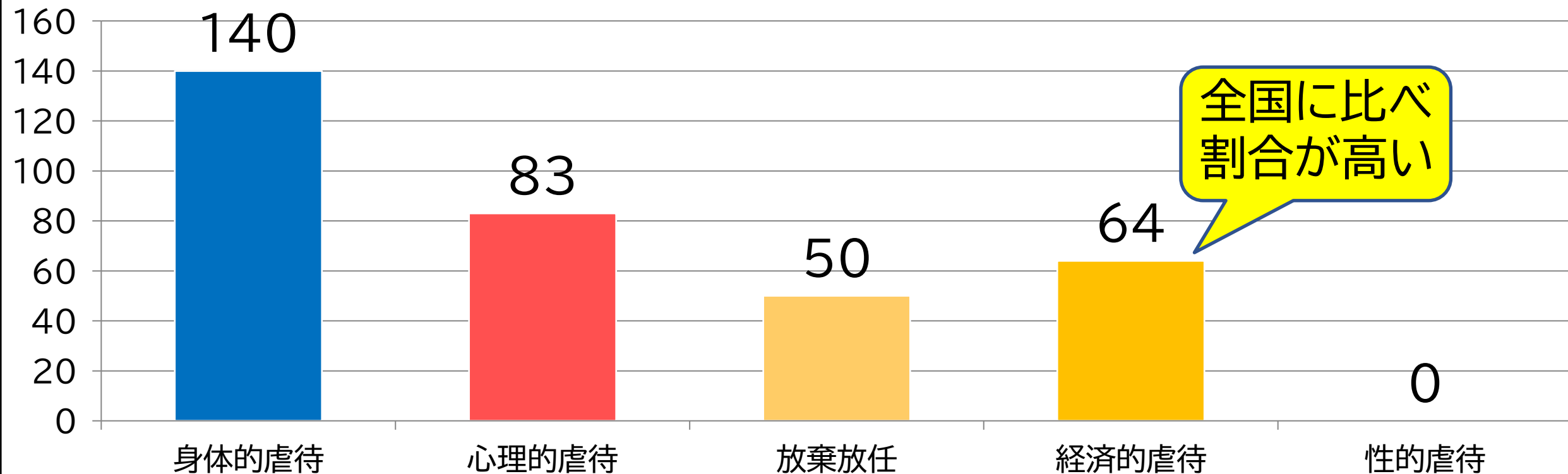
養護者による高齢者虐待の推移（H18～R1）



高齢者虐待の特徴（熊本県データより）

虐待の種別

熊本県 n=230人

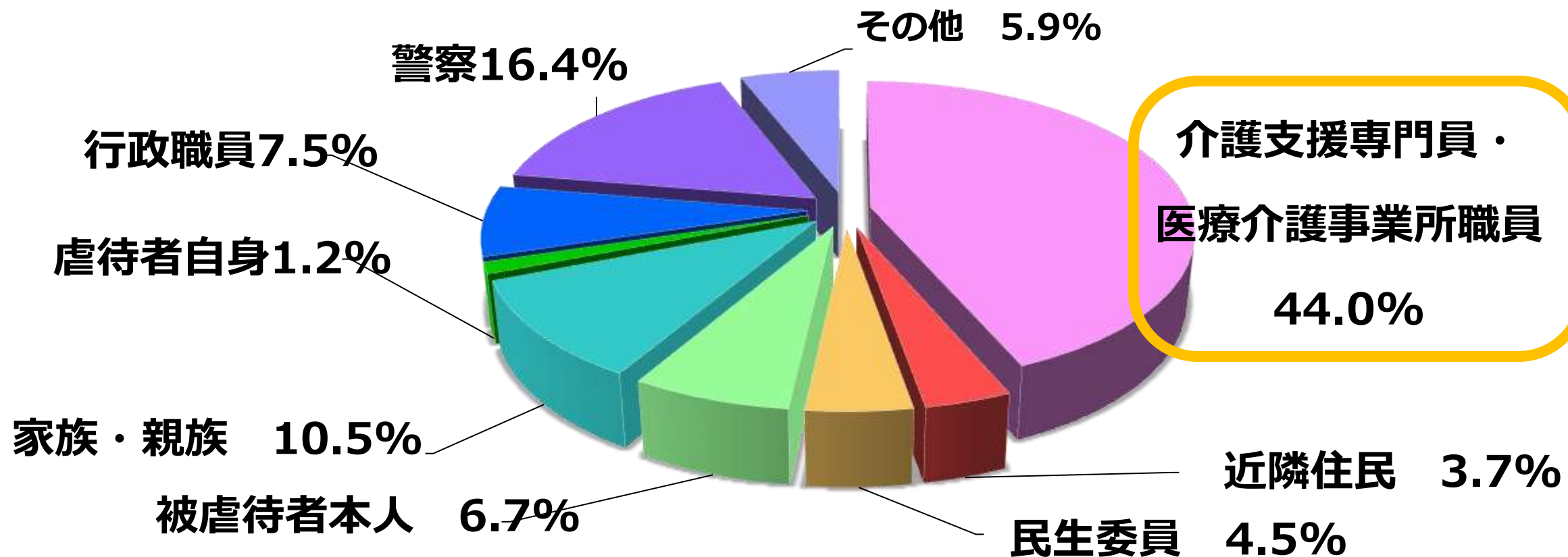


高齢者虐待は、**複数の種別が同時に起こることも少なくない。**

高齢者虐待の特徴（熊本県データより）

相談・通報者の状況

熊本県 n=493人

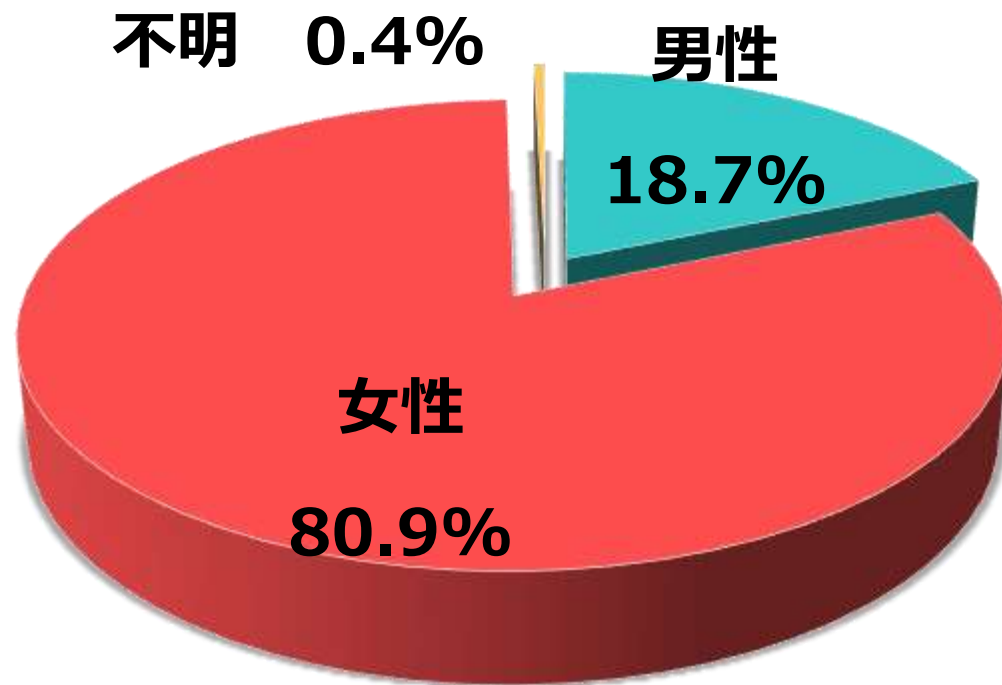


最も多いのは「介護支援専門員、介護事業所従事者や医療機関従事者」で4割超。

高齢者虐待の特徴

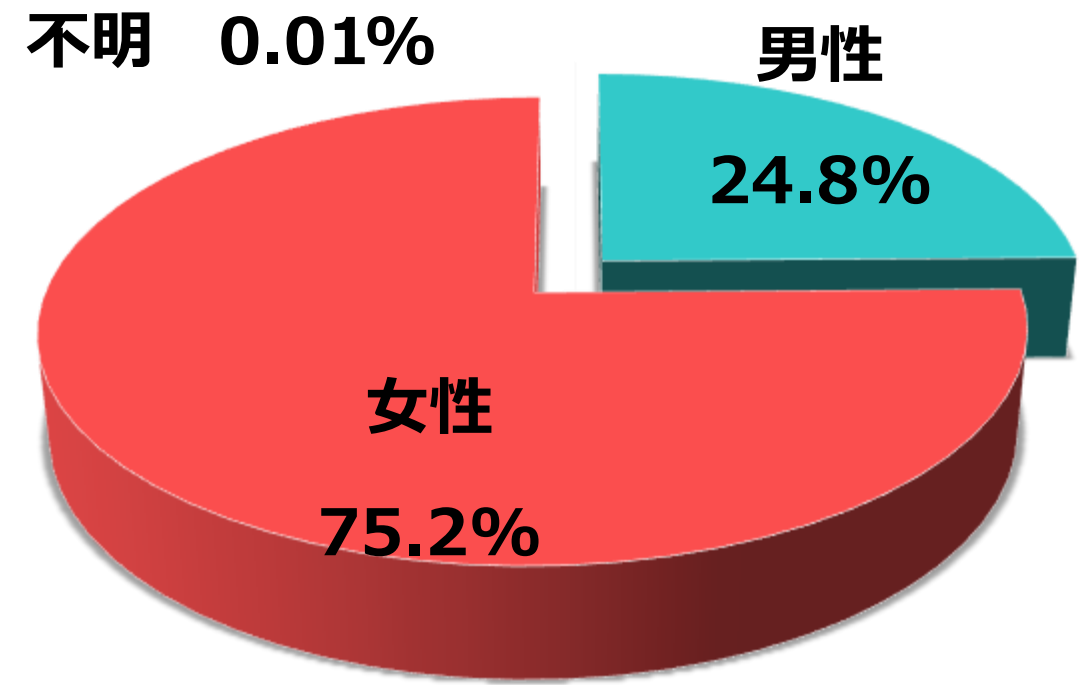
被虐待者の状況

熊本県 n=230人



熊本県では、女性で8割にのぼる。

全国 n=17,427人



高齢者虐待の特徴（全国データより）

※熊本県では公表されていません。

被虐待者の内訳

n=17,427(人)

90歳以上
12.3%

不明
0.1%

65～69歳
8.6%

70～74歳
13.9%

85～89歳
20.3%

75～79歳
21.4%

80～84歳
23.5%

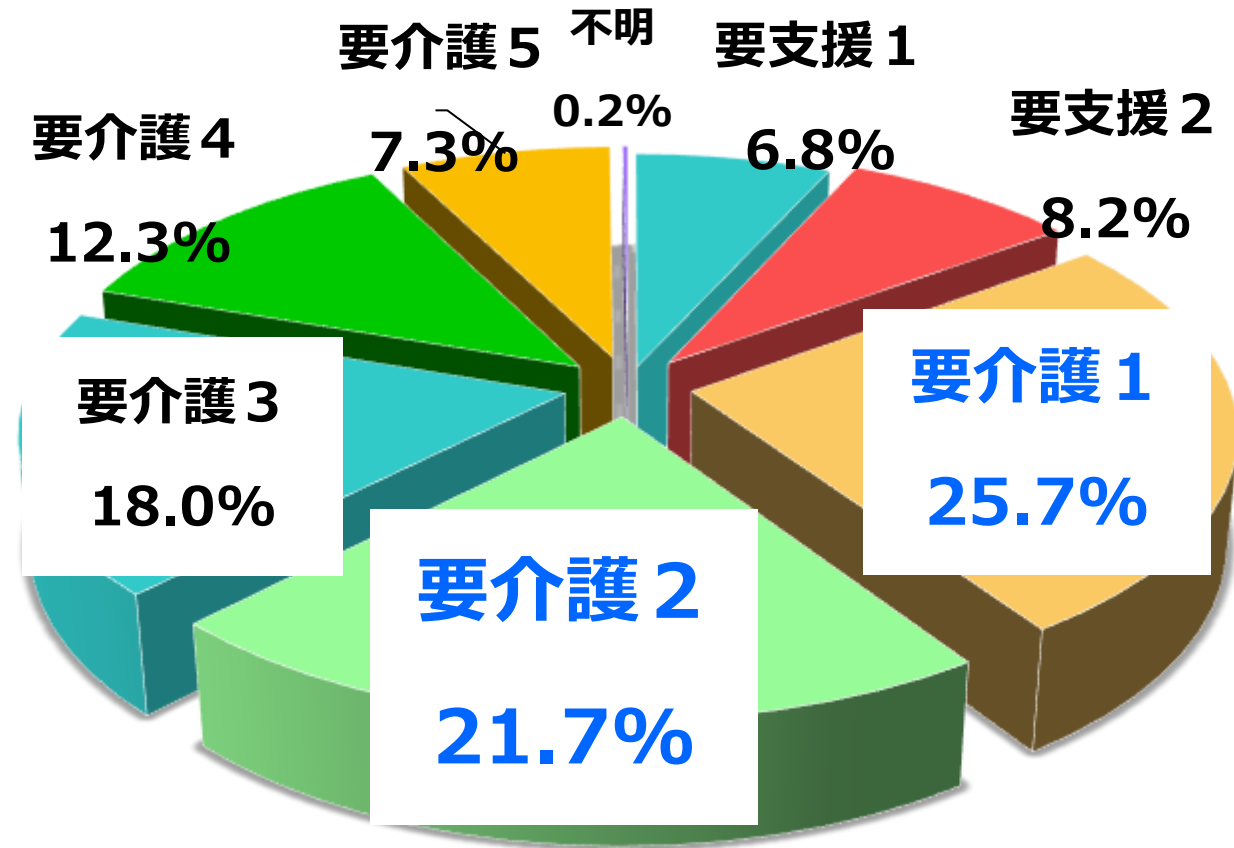
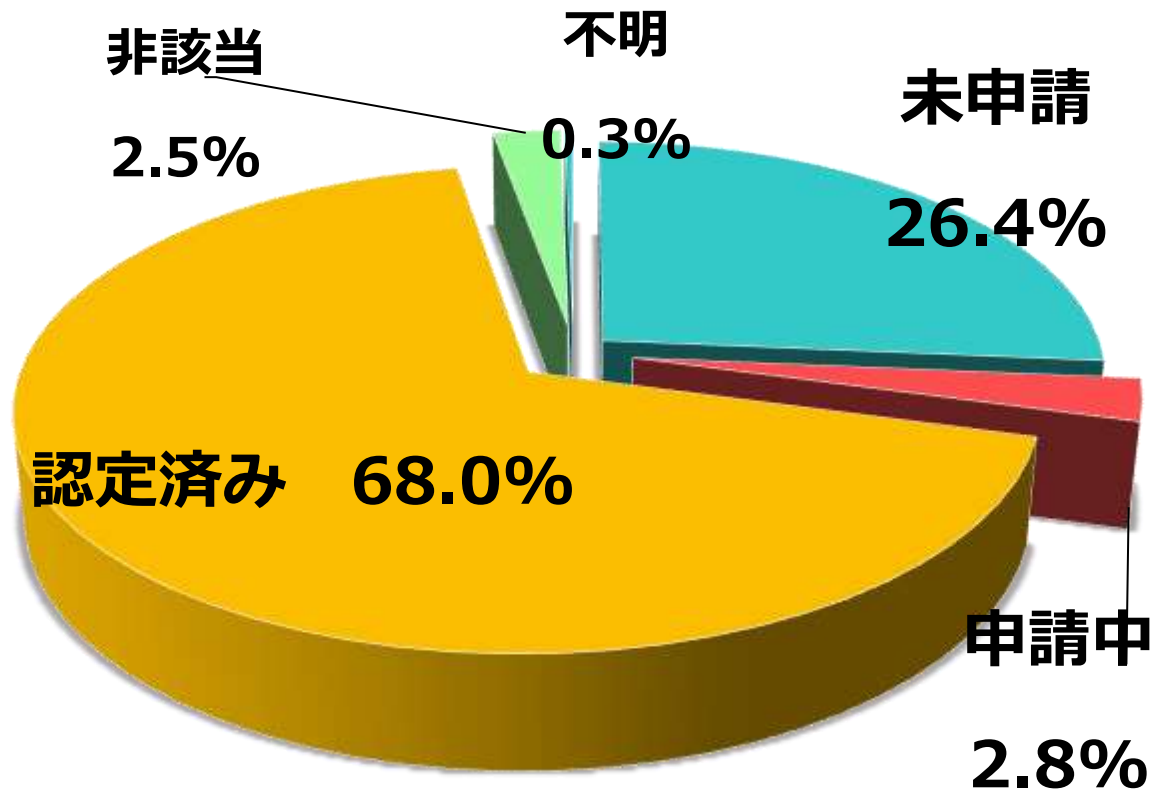
80～84歳が最も多かった。

高齢者虐待の特徴（全国データより）

被虐待者の要介護認定の状況

※熊本県では公表されていません。

n=17,427



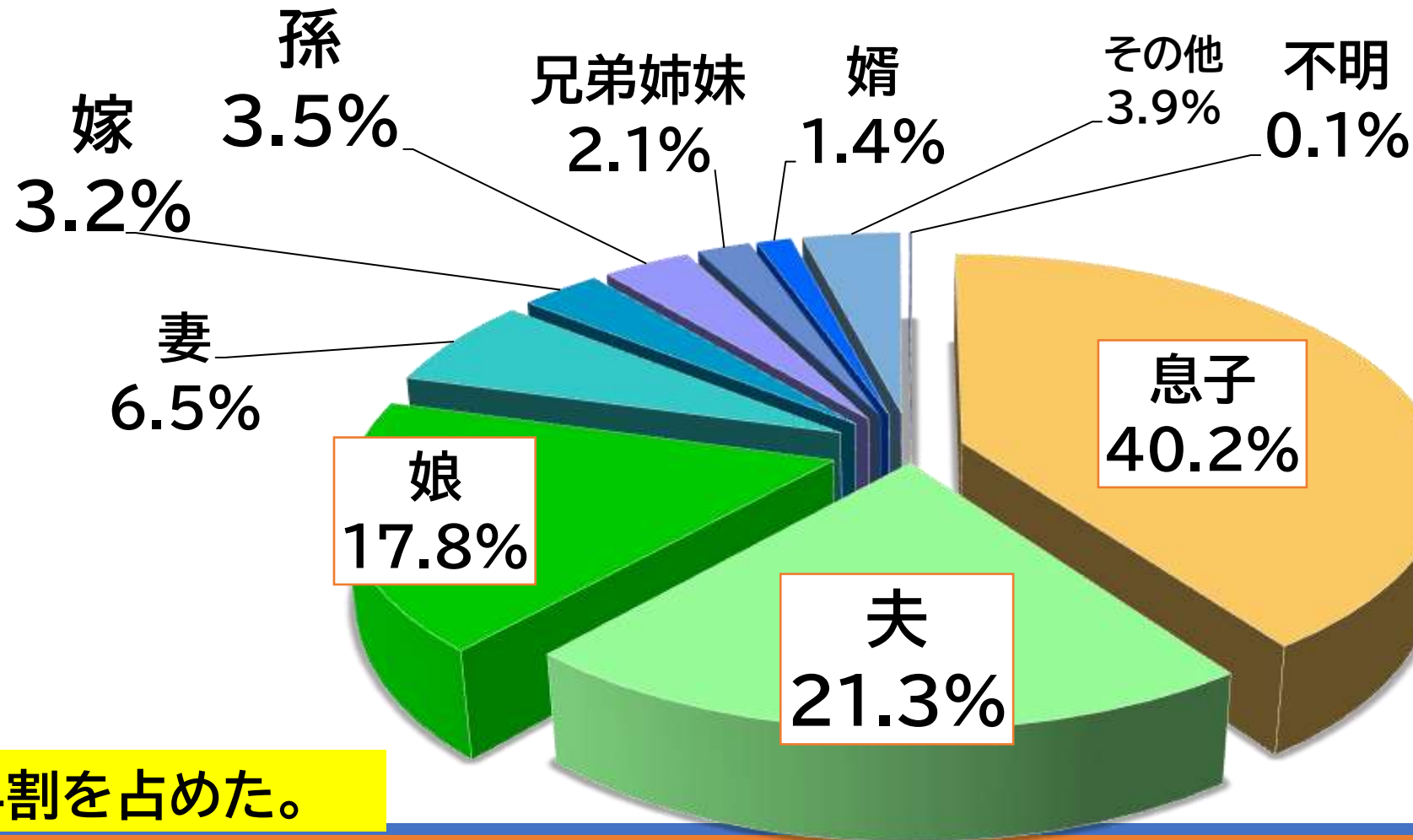
認定済みが7割を占め、うち、要介護状態区分は要介護1～3で6割を占めた。

高齢者虐待の特徴（全国データより）

※熊本県では公表されていません。

虐待者の内訳

n=18,435(人)



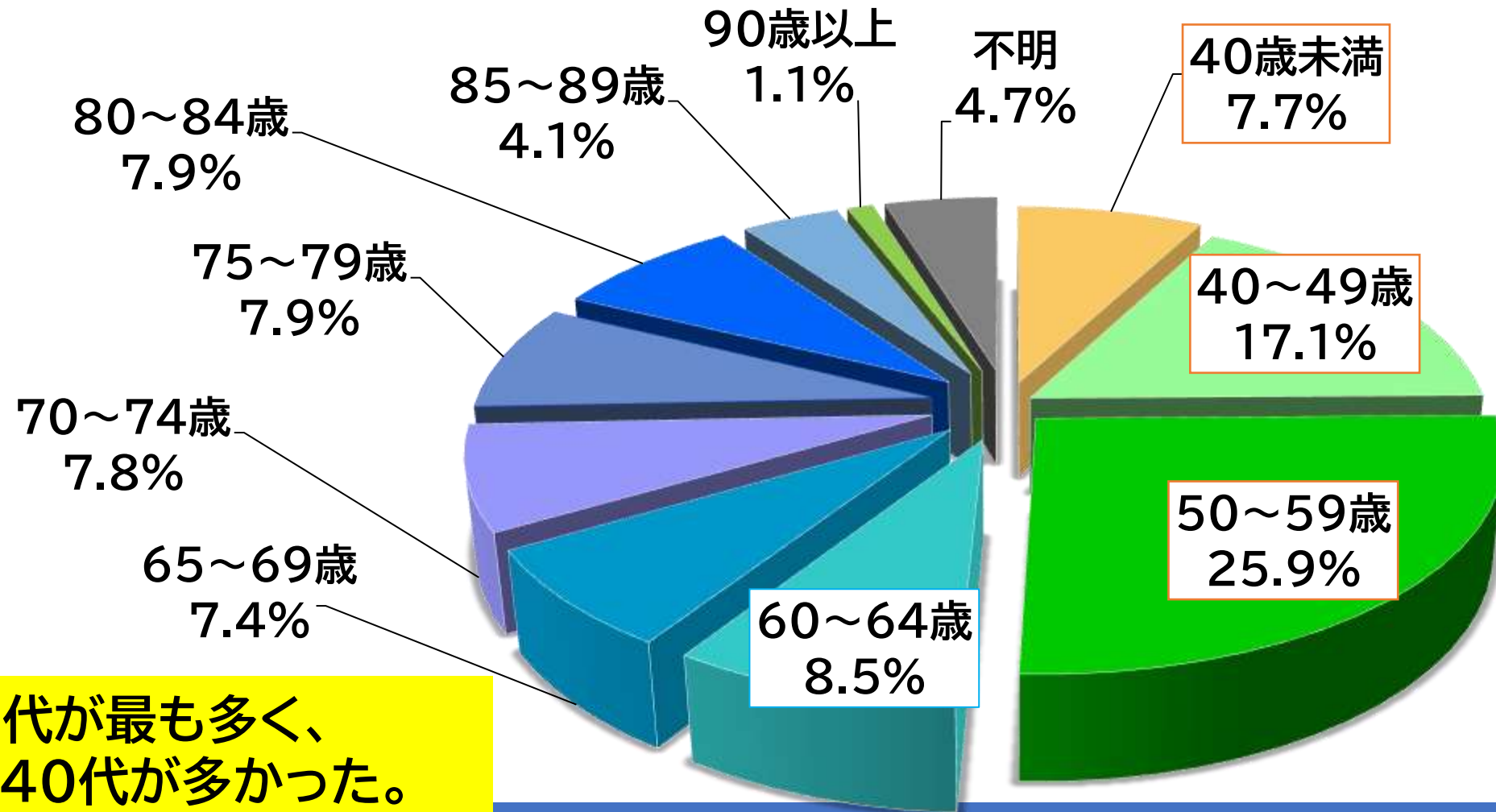
息子が4割を占めた。

高齢者虐待の特徴（全国データより）

※熊本県では公表されていません。

虐待者の年齢の内訳

n=18,435(人)



50代が最も多く、
次いで40代が多かった。

高齢者虐待の特徴（全国データより）

虐待発見時における虐待の深刻度



■ 1、生命・身体・生活の影響や本人意思の無視

■ 2、

■ 3、著しい影響

■ 4、

■ 5、重大な危険

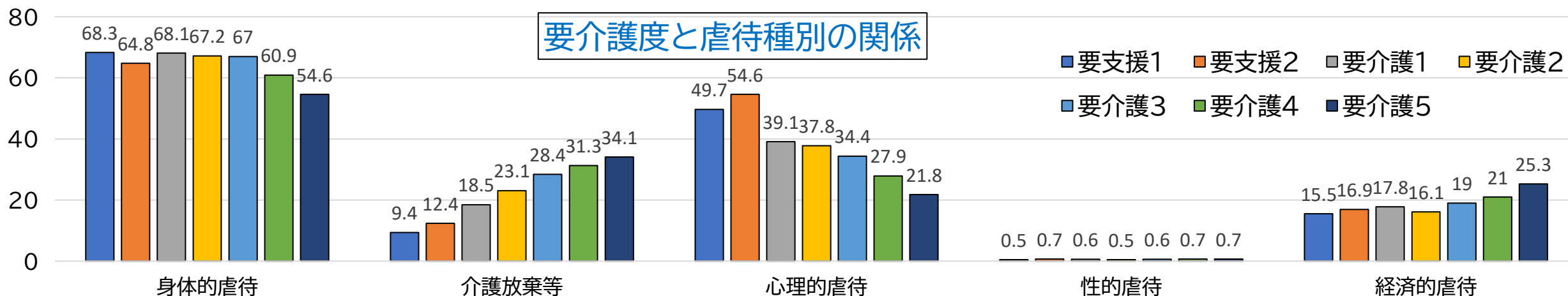


- ✓ 寝たきり度と虐待の深刻度の関係 ⇒ 重度の場合、深刻度が高まる。
- ✓ 要介護度と虐待の深刻度の関係 ⇒ 重度の場合、深刻度が高まる。
- ✓ 認知症の程度と虐待の深刻度の関係 ⇒ 「介護保険未申請・申請中・自立」において、「深刻度5」が他の区分よりも高い。

高齢者虐待の特徴（全国データより）

被虐待者の特徴

- 男性よりも女性が多い。
- 75歳以上が8割近くで、80歳代では4割超える。
- 要介護認定を受けている方は8割。
- 要介護1, 2が半数近くを占める。



高齢者虐待の特徴（全国データより）

虐待者の特徴

- 息子、夫、娘の順が多い。
- 年齢は50代、40代の順が多い。
- 家族形態では「未婚の子とのみ同居」、「夫婦のみの世帯」の順が多い。

『男性の介護者が虐待をした人(虐待者)が多いとは・・・』

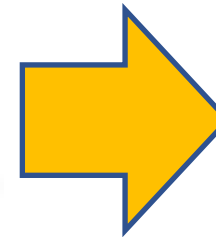
男性だから虐待を起こす!?

介護離職

地域との希薄

ストレス大

社会からの孤立



密室化を防ぐ

養護者による高齢者虐待への対応

養護者による高齢者虐待への対応

ケアマネジャーが気づきにくい虐待類型

気づきやすい人

心理的虐待

近隣住民や知人、民生委員、本人
家族や親族

経済的虐待

介護・医療機関職員、民生委員、
本人、家族や親族、行政職員

性的虐待

本人・訪問看護、介護

養護者による高齢者虐待への対応（全国データより）

虐待者の発生要因(代表的なもの) *複数回答

割合(%)

性格や人格

54.2

介護疲れや介護ストレス

48.3

被虐待者との虐待発生までの人間関係

44.4

精神状態が安定していない

43.3

(介護や認知症等への)理解力の不足や低下

41.6

(介護や認知症等への)知識や情報の不足

39.9

虐待者の介護力の低下や不足

39.0

障害、疾病

32.9

孤立、補助介護力の不在等

28.5

虐待者の外部サービス利用への抵抗感

17.6

飲酒

11.4

「介護は家族がすべき」等周囲の声、世間体に対するストレスやプレッシャー

8.6



養護者による高齢者虐待への対応（全国データより）

家庭の発生要因(代表的なもの) ＊複数回答

割合(%)

経済的困窮(経済的問題)

33.2

(虐待者以外の)家族との関係の悪さ等、家族関係の問題

28.9

(虐待者以外の)配偶者や家族・親族の無関心、無理解、非協力

20.1

家庭内の経済的利害関係(財産、相続)

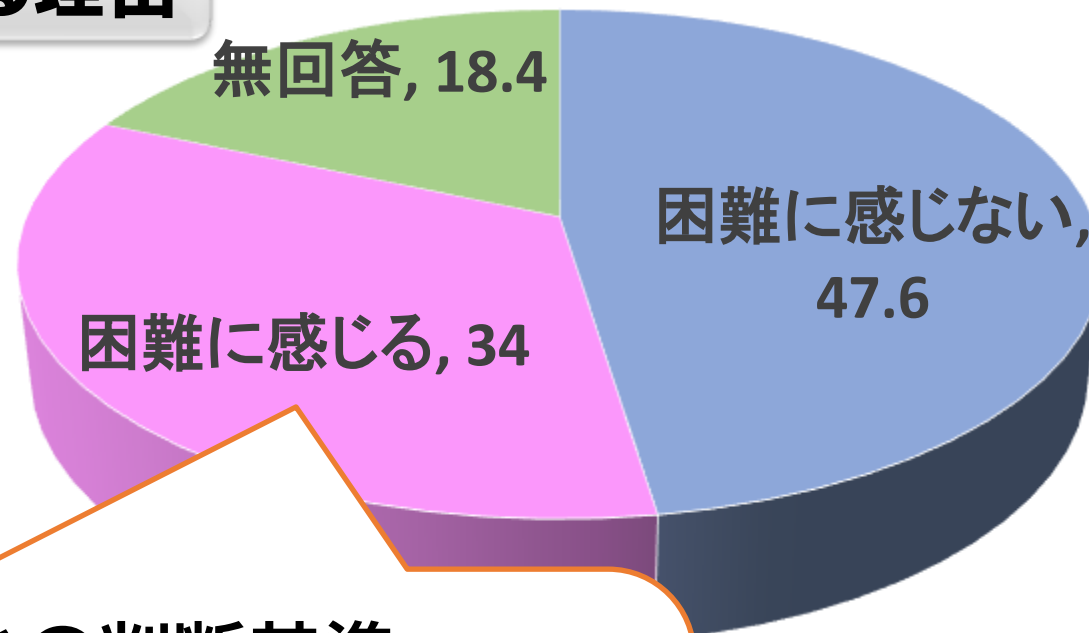
15.0

その他

3.5

養護者による高齢者虐待への対応

高齢者虐待の通報を困難と感じる理由



- ・虐待か否か、通報するか否かの判断基準
- ・虐待の根拠や事実の発見、種類や程度
- ・養護者、高齢者本人に関すること
- ・高齢者本人、養護者、事業所などの関係性悪化
- ・個人情報保護、守秘義務

養護者による高齢者虐待への対応

養護者による高齢者虐待の目撃について(その1)

項 目	%
恒常的に本人の年金を無断で使用する	13.1
日常生活に必要な金銭を渡さない	10.2
必要な治療や介護サービスを受けさせない	8.4
食事を食べこぼした事を頻繁に怒鳴りつける	5.1
日常的に水分や食事を十分に与えない	4.9
言うことを聞かないので繰り返し叩く	3.6
日常的に暴言があっても介護者が放置している	3.1

養護者による高齢者虐待への対応

養護者による高齢者虐待の目撃について(その2)

項 目	%
排泄の介助がしやすいと下半身を裸にして放置する	1.0
日常的にベッドに縛り付ける	0.6
親の年金と子の収入で一緒の家計にしている	17.6
高齢者が介護サービスの利用をどうしても拒否するので、介護者が仕方なく見守っている	9.4
いつも親子で怒鳴り合っている	9.2
これまで上記のようなことを目にしたことはない	59.8

判断に迷う

経済的虐待に関する事案

ケース1)

単身生活を送るAさんの年金振込通帳を管理していた長女が、その年金を自分自身の借金返済や生活費に使い込み、Aさんに必要な金銭が渡っていない状態であった。

孫(長女の子)の通報によりこの事実が判明。長女から通帳を返還させ、孫が新たに通帳管理を行うことになったが、長女が孫に再三に亘って通帳の引き渡しを求めたため、他市に居住する長男に介入を依頼し、対応を図った。

■虐待の背景として考えられた要因

他者とのかかわりの少ない閉じこもりの生活 長女の経済的な困窮
閉鎖的かつ依存的な長女との人間関係

対応したポイント:これまで疎遠だった家族の介入依頼

経済的虐待に関する事案

ケース2)

「同居する息子が父親の年金をギャンブルに使用し、ライフラインに影響が生じている。」
と隣市に居住する姉より地域包括支援センターに相談があった。

事実確認の結果、息子が父親の年金や預貯金をギャンブルで使い込んだため、家賃や公共料金が数ヶ月に渡って滞納になっていたうえ、父親に無断で消費者金融から父親名義の借り入れがあることが判明した。また、息子自身にも多重債務が認められている。

■虐待の背景として考えられた要因

本人の身体能力の低下 長男の失業と経済力の低下 閉鎖的な人間関係

対応したポイント:息子さんの債務整理と生活再建

養護者による高齢者虐待への対応

社会環境などの要因

家族や周囲の人の
介護に対する無関心

老老介護・
単身介護の増加

希薄な近隣関係
社会からの孤立

ニーズにあわない
介護サービス

虐待

「認知症介護家族の声」より

「四六時中、目が離せません…大変です。」

「何度同じことばかりするの。」

「何回言ったらわかるの、まったく。」

「なぜ私が財布を取ったと言うの。」

「いつまで続くんだ、この介護生活は。」

「私の時間が全く無いんです。私の人生はどうなるの？」

「介護で仕事を辞めました。生活費も大変だ。」



高齢者の自己決定のゆらぎ

- ✓「意思はゆらぐ」ことを予測する
- ✓ゆらぐことを責めずに受容、対応する
- ✓ゆらいだ際に対応できるように準備しておく
- ✓今の自己決定を最終決定と考えなくてよいことを伝える
- ✓ゆらぎはじめた時に、今の自己決定の過程を共に振り返る



養護者による高齢者虐待への対応

✓ 誰のための虐待対応？

⇒在宅介護を支えるため、安全安心な地域づくり

✓ 「自己決定の尊重」よりも「**高齢者の安全安心の確保**」を優先させることがある。

高齢者の権利擁護

✓ **高齢者が安心して生活を送る**

⇒虐待が解消した後、高齢者が主体的に生きられるよう、人間関係の再構築を目指した支援を考える必要がある。

自己決定を基盤にした権利擁護の関わり

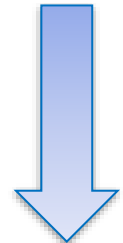
保護介入(生命重視)

→ 関わり意識の方向

重大

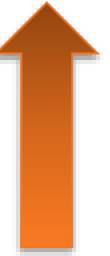


生命・健康の危険

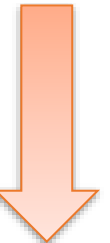


無

低



自己決定の尊重度



高

危機回避のため、公的権限や正式な代理権による介入
(措置、立入調査等)

権利救済や回復のため高齢者虐待防止法等
権利擁護のための法・制度・サービスを
駆使し、援助を図る

権利救済・回復や適切な保護の権利
行使のため成年後見制度の活用

本人意思尊重のため
対人支援としての
アドボカシー

生命に
危険がある

権利侵害であっても
回避できない

不適切ケア等尊厳が
損なわれても回復できない

認知症等により権利主張や行使・
意思の実現が困難

主体的に自らの権利行使で生活できる

自己決定尊重(人権重視)

虐待に準じた対応が求められる状況

✓「養護者」ではない親族や、信頼関係が期待される

第三者(友人など)からの虐待

✓認知症等の未受診で、家族が過剰な介護負担を

抱えているなど、虐待とは峻別(しゅんべつ)

しがたい事例



虐待に準じた対応が求められる状況

✓ セルフネグレクト(自己放任)

一人暮らしなどの高齢者で、認知症やうつなどのために生活能力・意欲が低下。極端に不衛生な環境で生活している、必要な栄養摂取ができていない等、客観的にみると本人の人権が侵害されている事例

✓ 被虐待者が65歳未満

介護保険適用の方等、高齢者福祉分野で支援が必要であると考えられる事例

セルフネグレクトへの支援

ケース) Aさん (男性、80代前半、要介護1、高血圧・心疾患)

Aさんはアパートで一人暮らし。妻はアルツハイマー型認知症進行し、1年前に介護施設へ入所。

Aさんは、最近、記憶力の低下が顕著となり、日常生活の困難さから近所からも心配されていた。自宅内の衛生環境も悪くなり、妻の担当だったケアマネジャーが訪問し、病院受診や介護サービス利用を進めたが、一切受け入れがされなかった。

ある日、県外の息子さんに「お金が無くなった」との訴えが続き、ケアマネジャーへ相談があった。ケアマネジャーから相談を受けた地域包括支援センターが認知症専門外来への受診を息子さんと調整し、2か月後にようやくAさんが納得され受診。

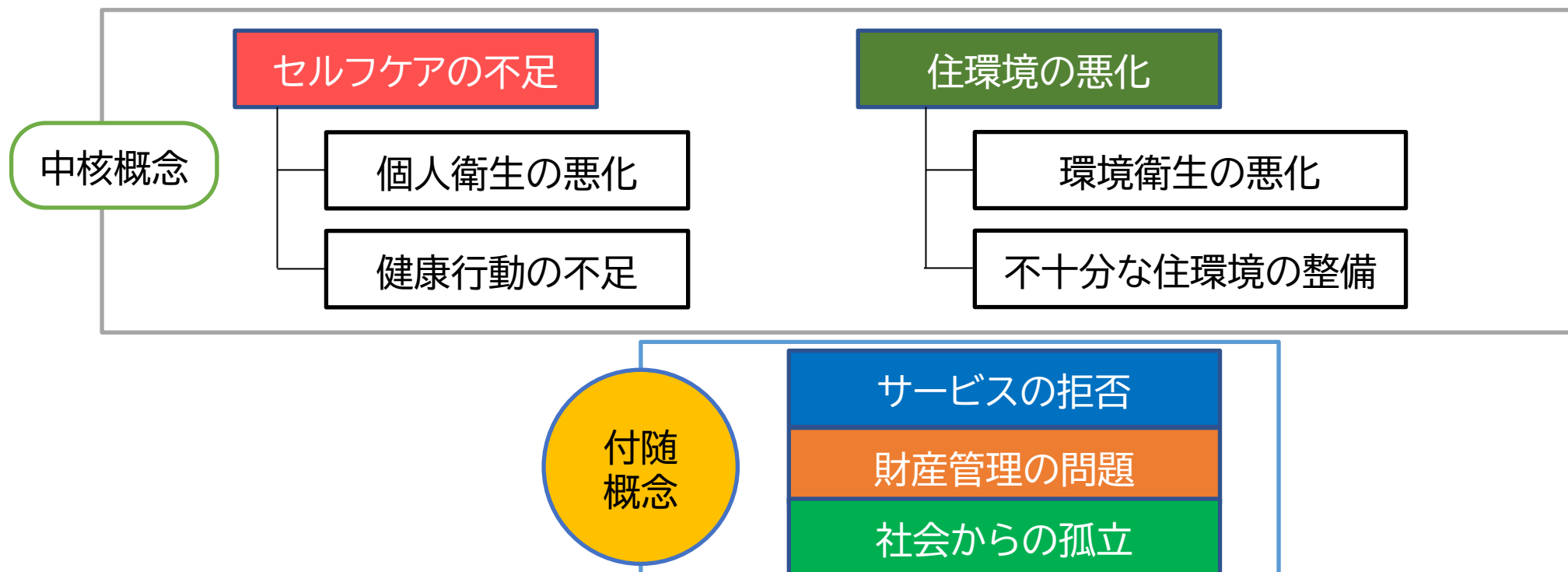
介護保険申請、成年後見制度の申し立ての調整を行い、対応が進む。

セルフネグレクトへの支援

セルフネグレクトの定義

「健康、生命および社会生活の維持に必要な、個人衛生、住環境の衛生もしくは整備又は健康行動を放任・放棄していること」

セルフネグレクトの概念



セルフネグレクトへの支援

非意図的

認知力や判断力が低下して
セルフネグレクトに陥っている人

すぐに支援が必要

グレーゾーン

遠慮や気兼ね、生きる意欲の
低下によりセルフネグレクトに
陥っている人

自己決定を含めて
支援が必要

意図的

認知力や判断力が低下はなく、必要な情報を得て、
自分の意思と判断に基づいているが、客観的にみると
セルフネグレクトに陥っている人

支援が必要になる
可能性がある

自由権があり、介入は難しいが、
意思や判断は今後変わるかもしれない。

養介護施設従事者等による高齢者虐待

養介護施設従事者等による高齢者虐待の背景

【川崎事件 急拡大で質伴わず】

2015年9月、川崎市の有料老人ホームで、2ヶ月の間に3人の高齢者を相次いでベランダから転落させ殺害したとして、横浜地方裁判所で開かれた裁判員裁判で、22日、元職員に死刑判決が言い渡されました。

判決は「人間性のかけらも伺えない冷酷な犯行だ」と厳しく指摘しました。事件発覚後に行われた調査で、この系列の施設では、他にも虐待などの疑いがあるケースが明らかになりました。

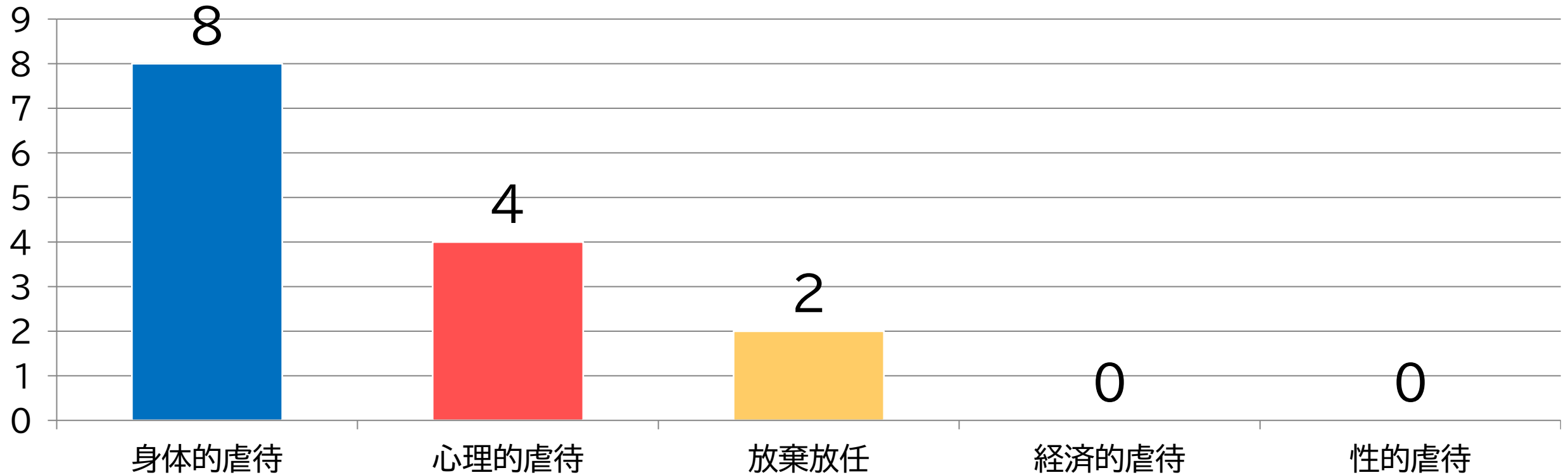
運営を引き継いだ会社は、「施設の新設を続け急拡大する中、職員の教育が不十分など質が伴ってなかった」と振り返りました。



養介護施設従事者による高齢者虐待の特徴（熊本県データより）

虐待の種別

熊本県 n=11人

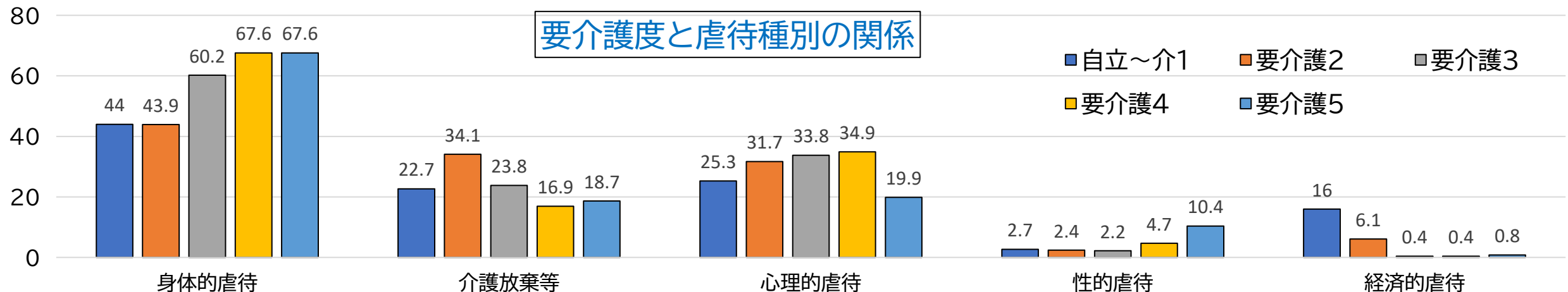


高齢者虐待は、**複数の種別が同時に起こることも少なくない。**

養介護施設従事者による高齢者虐待の特徴（全国データより）

被虐待者の特徴

- 男性よりも女性(69.9%)が多い。
- 85歳以上が5割近く
- 要介護3以上75.8%
- 認知症日常生活自立度Ⅱ以上の方が75.8%



養介護施設従事者による高齢者虐待の特徴（全国データより）

虐待の発生要因（代表的なもの） ＊複数回答

割合(%)

教育、知識、介護技術等に関する問題

56.8

職員のストレスや感情コントロールの問題

26.4

虐待を助長する組織風土や職員間の関係の悪さ、管理体制など

20.5

人員不足や人員配置の問題及び関連する多忙さ

12.6

倫理観や理念の欠如

11.6

虐待を行った職員の性格や資質の問題

9.2

その他

1.6

2020年度「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」に基づく対応状況等に関する調査結果

身体的虐待とは

外傷の生じるおそれのある暴行

①暴力的行為

- ・平手打ちをする。つねる。殴る。蹴る。ぶつかって転ばせる。
- ・刃物や器物で外傷を与える。
- ・入浴時、熱い湯やシャワーをかけてやけどをさせる。
- ・本人に向けて物を投げつけたりする。 など

②本人の利益にならない強制による行為、代替方法を検討せずに高齢者を乱暴に扱う行為

- ・医学的診断や介護サービス計画等に位置づけられておらず、身体的苦痛や病状悪化を招く行為を強要する。
- ・介護がしやすいように、職員の都合でベッド等へ抑えつける。
- ・車椅子やベッド等から移動させる際に、必要以上に身体を高く持ち上げる。 など

③「緊急やむを得ない」場合以外の身体拘束・抑制

緊急やむを得ない場合の3要件

- 切迫性

利用者本人又は他の利用者等の生命又は身体が危険にさらされる可能性が著しく高いこと。

- 非代替性

身体拘束その他の行動制限を行う以外に代替する介護方法がないこと。

- 一時性

身体拘束その他の行動制限が一時的なものであること。

身体拘束禁止規定と高齢者虐待

介護保険施設などでは利用者本人やほかの利用者などの生命や身体を保護するために「緊急やむを得ない」場合を除いて、身体拘束その他の行動制限は原則禁止



- 本人への精神的苦痛・身体機能の低下などの大きな弊害
- 家族・親族への精神的苦痛、ケアを行う側の士気の低下



「緊急やむを得ない」場合を除いて、
身体拘束は原則すべて高齢者虐待に該当

心理的虐待とは

脅しや侮辱などの言語や威圧的な態度、無視、嫌がらせ等によって、**精神的苦痛**を与えること。



①威嚇的な発言、態度

- ・怒鳴る、罵る。
- ・「ここ(施設・居宅)にいられなくしてやる」「追い出すぞ」などと言い脅す。 など

②侮辱的な発言、態度

- ・排せつの失敗や食べこぼしなど老化現象やそれに伴う言動等を嘲笑する。
- ・日常的にからかったり、「死ね」など侮蔑的なことを言う。
- ・排せつ介助の際、「臭い」「汚い」などと言う。
- ・子ども扱いするような呼称で呼ぶ。 など

③高齢者や家族の存在や行為を否定、無視するような発言、態度

- ・「意味もなくコールを押さないで」「なんでこんなことができないの」などと言う。
- ・他の利用者に高齢者や家族の悪口等を言いふらす。
- ・話しかけ、ナースコール等を無視する。
- ・高齢者の大切にしているものを乱暴に扱う、壊す、捨てる。 など

④高齢者の意欲や自立心を低下させる行為

- ・トイレを使用できるのに、職員の都合を優先し、本人の意思や状態を無視しておむつを使う。
- ・自分で食事ができるのに、職員の都合を優先し、本人の意思や状態を無視して食事の全介助をする。 など

⑤心理的に高齢者を不当に孤立させる行為

- ・本人の家族に伝えてほしいという訴えを理由なく無視して伝えない。
- ・理由もなく住所録を取り上げるなど、外部との連絡を遮断する。
- ・面会者が訪れても、本人の意思や状態を無視して面会させない。 など

⑥その他

- ・車椅子での移動介助の際に、速いスピードで走らせ恐怖感を与える。
- ・自分の信仰している宗教に加入するよう強制する。
- ・入所者の顔に落書きをして、それをカメラ等で撮影し他の職員に見せる。
- ・本人の意思に反した異性介助を繰り返す。
- ・浴室脱衣所で、異性の利用者を一緒に着替えさせたりする。 など

放棄・放任(ネグレクト)とは

- ①必要とされる介護や世話を怠り、高齢者の生活環境・身体や精神状態を悪化させる行為
- ・入浴しておらず異臭がする、髪・ひげ・爪が伸び放題、汚れのひどい服や破れた服を着せている等、日常的に著しく不衛生な状態で生活させる。
 - ・褥瘡(床ずれ)ができるなど、体位の調整や栄養管理を怠る。
 - ・おむつが汚れている状態を日常的に放置している。
 - ・健康状態の悪化をきたすほどに水分や栄養補給を怠る。
 - ・健康状態の悪化をきたすような環境(暑すぎる、寒すぎる等)に長時間置かせる。
 - ・室内にごみが放置されている、鼠やゴキブリがいるなど劣悪な環境に置かせる。 など

②高齢者の状態に応じた治療や介護を怠ったり、医学的診断を無視した行為

- ・医療が必要な状況にも関わらず、受診させない。あるいは救急対応を行わない。
- ・処方通りの服薬をさせない、副作用が生じているのに放置している、処方通りの治療食を食べさせない。 など

③必要な用具の使用を限定し、高齢者の要望や行動を制限させる行為

- ・ナースコール等を使用させない、手の届かないところに置く。
- ・必要なメガネ、義歯、補聴器等があっても使用させない。 など

④高齢者の権利を無視した行為またはその行為の放置

- ・他の利用者に暴力を振るう高齢者に対して、何ら予防的手立てをしていない。
- など

経済的虐待とは

本人の合意なしに財産や金銭を使用すること。
本人が希望する金銭の使用を**理由なく制限**すること。

○本人の合意なしに財産や金銭を使用し、本人の希望する金銭の使用を理由なく制限すること

- ・事業所に金銭を寄付・贈与するよう強要する。
- ・金銭・財産等の着服・窃盗等（高齢者のお金を盗む、無断で使う、処分する、無断流用する、おつりを渡さない）。
- ・立場を利用して、「お金を貸してほしい」と頼み、借りる。
- ・日常的に使用するお金を不当に制限する、生活に必要なお金を渡さない。 など



性的虐待とは

高齢者にわいせつな行為をすること、または高齢者をして、わいせつな行為をさせること

○本人との間で合意が形成されていない、あらゆる形態の性的な行為またはその強要

- ・性器等に接触したり、キス、性的行為を強要する。
- ・性的な話を強要する（無理やり聞かせる、無理やり話させる）。
- ・わいせつな映像や写真をみせる。
- ・本人を裸にする、またはわいせつな行為をさせ、映像や写真に撮る。撮影したものを他人に見せる。
- ・排せつや着替えの介助がしやすいという目的で、下(上)半身を裸にしたり、下着のままで放置する。
- ・人前で排せつをさせたり、おむつ交換をしたりする。またその場面を見せないための配慮をしない。など

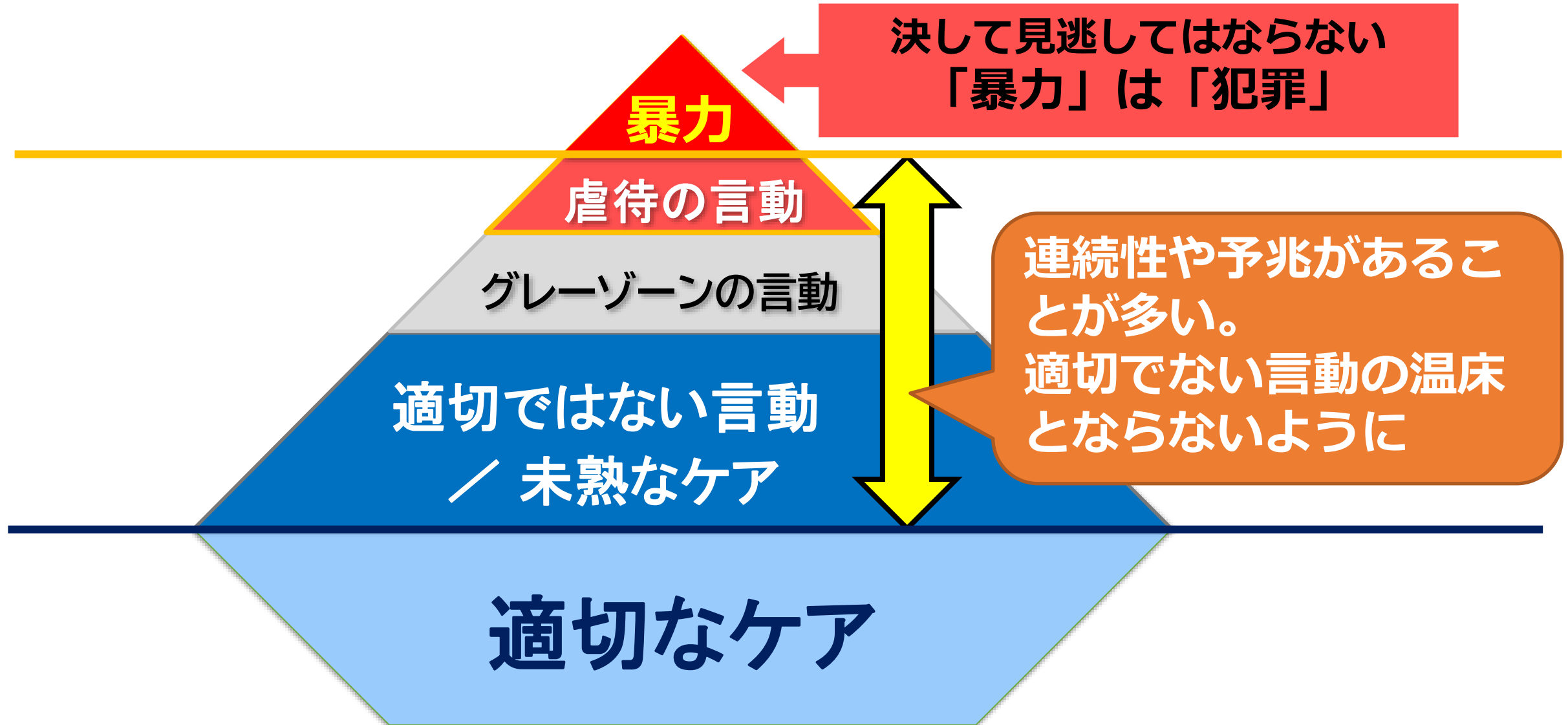


高齢者虐待をどのように捉えるか

- 高齢者虐待防止法に示されている定義にあてはまるものだけが、養介護施設従事者等による高齢者虐待でしょうか？
- 法律の定義に明確に当てはまらなければ対応は必要ないのでしょ



養介護施設従事者等による高齢者虐待の背景



高齢者虐待の早期発見に気づく視点

養介護施設従事者等による虐待

① 報道などで顕在化した高齢者虐待以外にも、気付かれていない虐待がありうる

■ 気付かれていない虐待

- 意図的な虐待が表面化していないもの
- 意図していないが結果的に虐待となっている
- 「緊急やむを得ない」場合以外の身体拘束

高齢者虐待の早期発見に気づく視点

②「適切ではない言動」から考える(予兆が存在することが多い)

- 職員による高齢者虐待の問題は、「適切ではない言動」から連続的に考える必要がある
- 虐待が顕在化する前には、表面化していない虐待や、その周辺の「グレーゾーン」行為がある
- 些細な「適切ではない言動」が放置されると蓄積・エスカレートする可能性がある。



**「適切ではない言動」の段階で発見し、
「虐待の芽」を摘む取り組みが求められる**

高齢者虐待の早期発見に気づく視点

養介護施設従事者等による虐待

③「暴力」は「犯罪」という認識の下、決定的な虐待は見逃してはならない

- 「未熟なケア／適切ではない言動」

- ⇒「虐待行為」は、連続しているケースが多い

- しかし、決定的な虐待＝暴力＝犯罪は、決して見逃してはならない

- 犯罪を犯罪として認め、報告する勇気

高齢者虐待の防止に向けて

➤背景要因を解消する

背景要因は相互に強く関連していることが多い
(多角的な視点から考える)

➤不適切なケアを減らす

虐待の芽を摘む

➤利用者の権利利益をまもる適切なケアを提供する

養介護施設従事者等における高齢者虐待

適切ではない言動を防ぐために

- 職員の暴力など明らかな虐待行為は、「犯罪」であり、即時報告する。
- 適切ではない言動を見て見ぬふりをしない
- 一人で抱え込まず、一人の責任にせず、「チームケア」を行う
- 「認知症ケア」の専門性を高める
- ストレスマネジメントの実施



養介護施設従事者等における高齢者虐待の防止

事例から考える①

利用者Aさんから「Bさん（職員）は怖くてものを頼めない」という苦情が別の介護職員にあった。この介護職員Bは経験年数が長く、ほかの職員は意見しにくい関係にあった。

苦情を受けた職員から相談された生活相談員は介護主任に話、職員Bの業務態度を確認した。

結果、夜勤帯に水分摂取をさせない、おむつ交換・体位交換を意図的に怠るという行為の常態化が分かった。

ネグレクトに該当

事例から考える②

介護職員Aさんが認知症のある利用者Bさんが食事中によそ見をするために、耳を引っ張ったり、あごをもって動かしたりするなどして、顔を食事介助がしやすい向きに変えていた。

その行為を見た職員Cさんはおかしいのでは？と思い、何度かAさんに尋ねたが、Aさんには不適切な介護行為であると認識がなかった。

悩んだCさんは、他の介護職員に相談した。

外傷を負わせる可能性のある行為とは言えない。
だが、Bさんへの心理的な影響や倫理的な問題が考えられないか。



すぐに「高齢者虐待」に該当するとは断定できないが、
少なくとも不適切なケアには該当する。



- 利用者にとってどうだったか？
⇒ 本人の立場に立って考える
- 「認知症があって理解力が低下していることは理由にならない！
⇒ 「わからないから…」⇒ Bさんは不快な感情、反応は示しにくい方。
⇒ 倫理的に許されるか考える。

養介護施設従事者等における高齢者虐待の防止

➤ ケアの内容や考え方を見直す

- ・食事介助を受け入れない原因をチームで探り、介助方法を見直す。

➤ ケアを行う体制を改善する

- ・絶対に虐待は起きないとは考えない
- ・不適切なケアを放置しない職員間の関係づくり
- ・チームで話し合える機会をもつ など

➤ 組織的な対応の在り方を考える

- ・第三者の目を入れる。
- ・苦情処理体制の再確認、見直し ⇒ 風通しの良い組織に

➤ 学習の機会と理解の確認及び浸透

- ・学習した内容が実践に活かされているか職員の経験や職種にかかわらず、定期的に確認する。

「権利擁護」とは援助の本質につながる深く重い概念です。

自己決定に基づく契約が十分できない人の権利を護るため

【権利擁護の対象者って？】

- 適切な意思決定をできる人が世帯内におらず、生活が危機的状況にある独居の認知症高齢者
- 地域で孤立し、適切な生活ができていない虚弱高齢者や高齢者のみの世帯
- 他者からの権利侵害が疑われる虐待や悪質商法、消費者被害等
- 支援を自ら拒否し、近隣住民とのトラブル等があり、福祉サービス等の利用ができない
- 世帯内に介護保険サービスだけでは解決できない多問題(アルコール疾患、精神疾患を持つ家族等)を内包している、また制度やサービスが無い場合

狭い意味での
権利擁護

- 虐待、悪徳商法による被害、様々な機会のはく奪や不当な扱い、他者からの差別や中傷などから守る。(権利侵害からの保護)
- 最低限必要な衣食住など生活上の基本的なニーズを満たす支援

ひとは、『どこで』『どのように暮らし』『どう生きるのか』は、自由なはず
です。憲法では、「居住移転の自由」「幸福追求権」「自由権」が保障されて
います。

いつにおいても、人生の主役はご本人です！



ただし、認知症など判断が難しくなっている方の場合、
ご本人の生活を脅かす現在の状態を招いている可能性が高い場合、
解消するためには、まず**必要な機関等につなぐための支援**が必要です。

『様々な機関』へご本人を適切にコーディネートすることが、
ご本人の幸せな人生につながると 생각합니다。

ご清聴
ありがとうございました。

